

標準処理期間の未設定理由

番号 28

| | |
|--|-----------------------|
| 処 分 名 | 市施行事業の住宅先行建設区への換地の指定 |
| 根 拠 法 令 名 | 土地区画整理法(昭和29年法律第119号) |
| 条 項 | 第85条の2第5項 |
| 所 管 課 | 市街地整備課 |
| 【標準処理期間を未設定とした理由】 過去に申請実績がない又は稀である、或いは将来的に申請が見込めないなど、標準処理期間を設定する実益がない。 | |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。